

【2020年度版】

大阪駅前地下道媒体

“中央通路多面セット”

のご案内

2020. 5.27

 (株) 阪神コンテンツリンク



【大阪駅前地下道媒体】中央通路多面セット

※工事等の影響により、掲出面(枚)数が減となる場合がございます。あらかじめご了承ください。



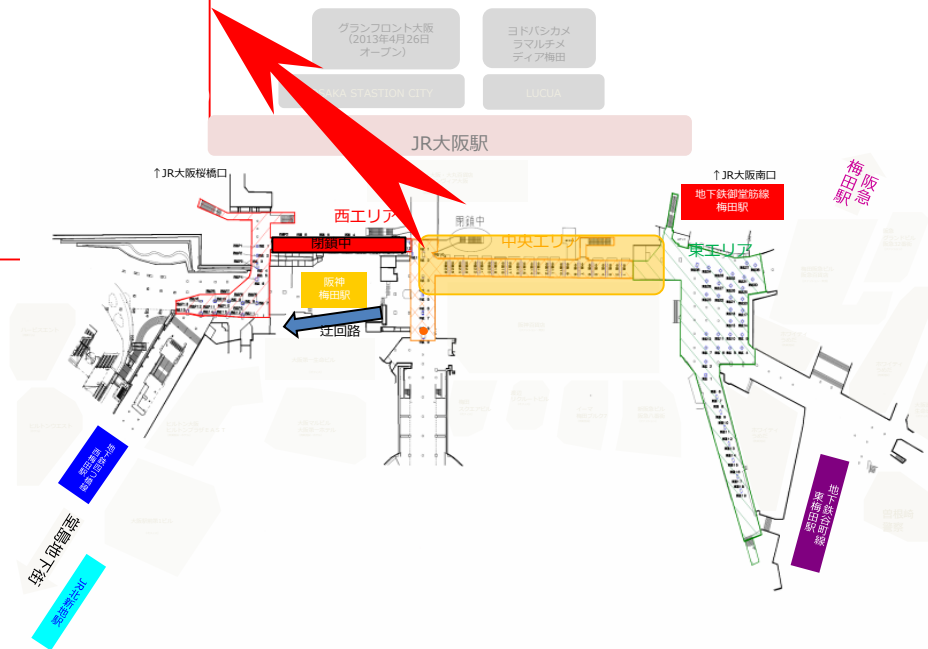
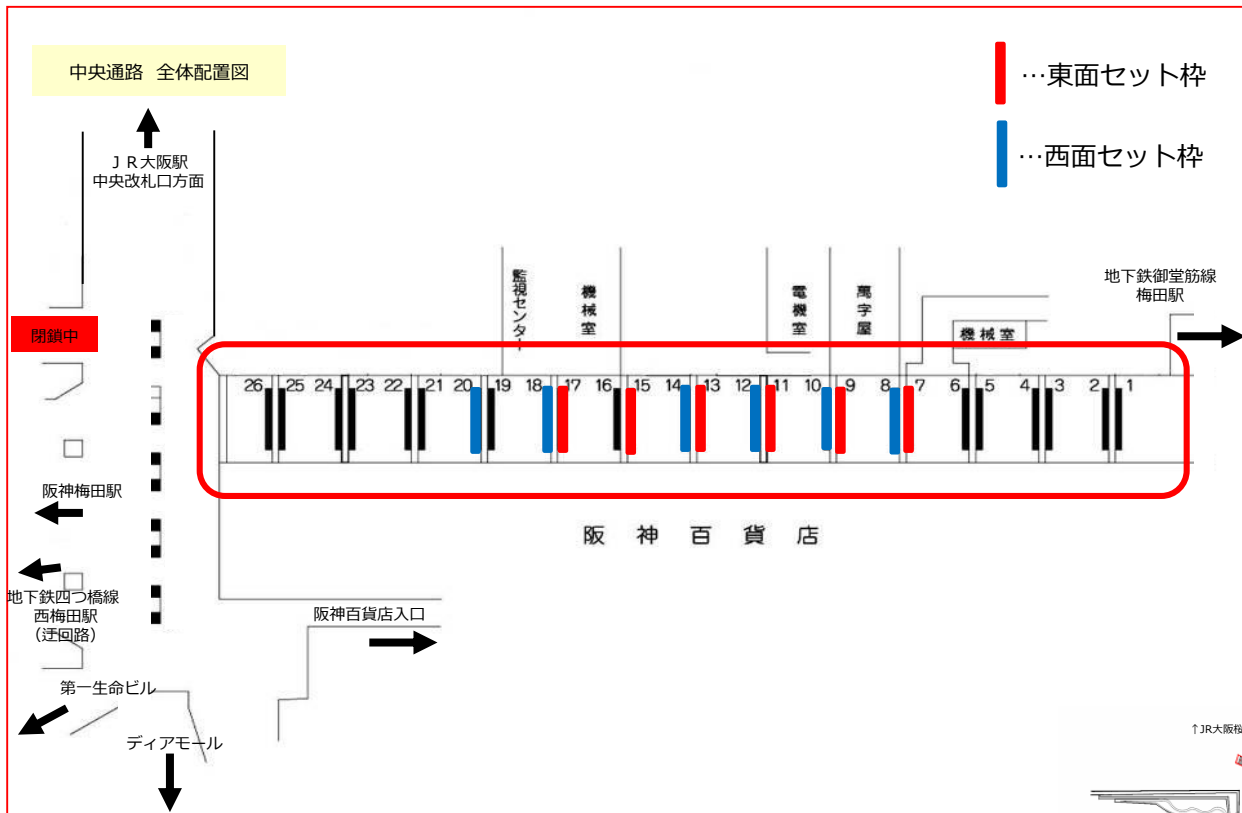
※現状写真



媒体名称	大阪駅前地下道 中央通路多面セット
掲出場所	中央通路 7,9,11,13,15,17 (東面) 8,10,12,14,18,20 (西面)
広告料金 (税別)	Aパターン (東西12面セット) ¥1,000,000- /1週間 ¥1,300,000- /2週間 Bパターン (東面6面セット) /Cパターン (西面6面セット) ¥ 700,000- /1週間 ¥ 850,000- /2週間 ※広告料金に製作・取付・撤去費を含みます。
仕様	電照看板
サイズ (見寸)	H400mm×W3,400mm
掲出期間	1週間、2週間
スタート日	月曜スタート
申し込み	仮押さえ3営業日可 (1回のみ) ※当月、翌月は仮押さえ不可 ※2020年9月27日掲出分までを受付
その他	<ul style="list-style-type: none"> ・完全データをご支給下さい。 ・データ入稿は掲出日の4週間前までをお願いします。(色校正2回の場合) ・大阪市建設局によるクライアント審査、及び意匠審査がございます。

【大阪駅前地下道媒体】中央通路多面セット 掲出位置図

※工事等の影響により、掲出面(枚)数が減となる場合がございます。あらかじめご了承ください。



■広告掲出に関して、以下の業種は掲出できません。

- ・風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律で、風俗営業と規定される業種及びそれに類似する業種
- ・消費者金融
- ・商品先物取引に関するもの
- ・たばこ
- ・ギャンブルにかかるもの
- ・法律の定めのない医療類似行為を行う施設
- ・民事再生法及び会社更生法による再生・更生手続き中の事業者
- ・行政機関からの行政指導を受け、改善がなされていないもの
- ・特定商取引に関する法律に規定する訪問販売、通信販売及び電話勧誘販売に係る取引、連鎖販売取引、業務提携誘引販売取引。ただし、通信販売に関しては、特定商取引法第30条に規定する「通信販売協会」に加盟している者等を除く
- ・探偵事務所、興信所等の調査会社
- ・暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第6号に規定する暴力団員
- ・いわゆる「総会屋」「暴力団」その他の反社会的団体または特殊結社団体、これに関連する事業者もしくは個人
- ・公共機関または行政機関から悪質な行為等により、指名停止等の行政処分を受けている企業等
- ・市税を滞納している事業者
- ・大阪市建設局が不適切と認めるもの